

那須烏山市建設工事等市内事業者優先発注実施規程

令和3年7月21日
那須烏山市規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、市内事業者の育成及び地域経済の活性化を図るため、市の建設工事、物品購入、業務委託等における市内事業者への優先発注に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「市内事業者」とは、市内に本社、本店、支社、支店、営業所その他これらに類する事業所を有する事業者をいう。

(建設工事の発注方針)

第3条 市長は、建設工事の発注に当たっては、次に掲げる事項について努めるものとする。

- (1) 建設工事の一般競争入札を行うときは、入札参加要件となる経営事項審査の総合評定値に差を設けることその他の合理的な方法により、市内事業者への優遇に努めるとともに、入札参加要件に地域要件を設定し、市内事業者の受注機会を確保するよう努めること。
- (2) 建設工事の指名競争入札を行うときは、原則として、市内事業者を指名するよう努めること。ただし、指名できる市内事業者が那須烏山市建設工事等指名業者選定規程（平成24年3月那須烏山市規程第13号）第4条に規定する選定業者数を下回るときは、この限りでない。
- (3) 前号の規定により実施する指名競争入札は、予定価格が1,000万円未満の入札を対象とし、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規程（平成17年10月那須烏山市規程第26号）に基づく建設工事等請負業者選考委員会で決定するものとする。ただし、対象工事の性質、目的その他特別の理由により市内事業者を指名することが適切と認められる場合については、この限りでない。
- (4) 予定価格が50万円以下の小規模な工事又は修繕を行うときは、原則として、那須烏山市小規模工事等契約希望者登録規程（平成17年10月那須烏山市規程第23号）の規定による登録を受けた者を選定するものとし、実績がない事業者についても受注機会を確保するよう努めること。
- (5) 前号の工事又は修繕を行うときは、特定の事業者のみが優位となることがないように、使用する材料等については、製造業者の指定等を避け、同等の材料等の使用も認めるよう努めること。

(物品購入等の発注方針)

第4条 市長は、物品購入、業務委託等の発注に当たっては、次に掲げる事項について努めるものとする。

- (1) 適切な範囲での分離又は分割発注を行い、市内事業者の受注機会の拡大を図るとともに、継続的に市内事業者以外の事業者と契約している業務等についても当該業務等を分離又は分割発注することの適否について検討を行うこと。

- (2) 受注実績がない市内事業者も指名することにより、受注機会を確保するよう努めるとともに、特定の事業者が優位になることがないように、製造業者の指定等を避け、同等品も認めるよう努めること。
- (3) 市が行う各種行事の記念品等は、市の特産品（市内で生産、製造、加工されたもの又は市内代理店等から調達されたものをいう。）を活用するよう努めること。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。